

平成25年度

天草地域自立支援協議会資料

日時:平成26年3月6日(木) 午前10時から

会場:天草市民センター 2階大会議室

天草地域自立支援協議会とは

障がいのある人たちが地域で安心して暮らせるよう、天草圏域(天草市、上天草市、苓北町)にある多分野(医療、保健、福祉、教育、雇用等)の関係機関の方々が集まり、地域で上がってきた課題について地域全体で検討し、改善・解決していくための協議の場です。

天草地域自立支援協議会

障がいのある人たちが安心して暮らせる地域づくりを目指す

市町・県等へ提案

全体会議

・地域関係者に対する普及啓発、地域関係者との課題共有、提言

報告

提案

運営会議

・協議会全体の方向性や日程等について核となるメンバーで協議、定例会の準備等。

課題等

報告・提案

専門部会

・専門分野における継続的な調査検討、研究、連絡調整、課題別検討会等議論を深める。

児童部会

就労部会

地域生活部会

計画相談部会

※ 必要に応じて専門部会を追加、分化、統合していく。

※ また、必要に応じてメンバーの追加や入れ替えも随時行う。

集約

報告

定例会

・相談支援事業者の報告を中心とした地域の現状・課題等について、地域の関係者で定期的に情報を共有する。(報告会)

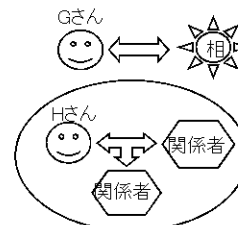
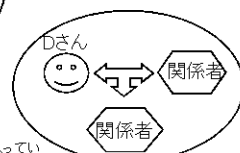
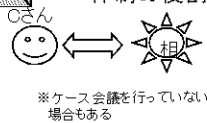
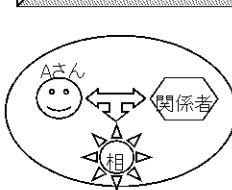
支援上の課題

報告・提案

報告・支援

個別支援会議等

・個人の課題を解決するため、個別支援計画、支援体制の役割分担を調整・地域課題の確認



※ 相談支援事業者が入っていない場合もある

凡例 ○ ケース会議 ☺ 利用者 ☼ 相談支援事業者 関係者 サービス事業者等

議題1 天草地域自立支援協議会活動状況報告

●自立支援協議会(全体会)1回

- H26.3.6 ・天草地域自立支援協議会の活動経過報告について
- ・天草地域自立支援協議会規約の改正について
- ・その他意見交換

●運営会議(14回)

- H25.3.19 全体会の結果について、H25年度の計画について
- H25.4.3 天草地域自立支援協議会について、今後のスケジュールについて
- H25.4.18 天草地域自立支援協議会の運営について
- H25.5.15 今後のスケジュールについて、定例会の開催について
- H25.6.19 第1回定例会の報告及び次回開催について
- H25.7.17 第2回定例会の報告及び次回開催について
- H25.8.21 第3回定例会の報告及び次回開催について
- H25.9.20 今後のスケジュールについて、定例会の開催について
- H25.10.17 第4回定例会の報告及び次回開催について
- H25.11.22 第5、6回定例会の報告について
- H25.12.18 (地域生活)精神障がい者の地域移行の進め方について
- H25.12.19 計画作成に関するアンケートの実施について
- H26.1.16 全体会について
- H26.2.18 全体会について

●専門部会(13回)

- H25.3.8 地域生活部会(精神障がい者の地域移行支援について)
- H25.3.19 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)
- H25.4.18 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)
- H25.5.15 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)
- H25.6.19 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)
- H25.7.17 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)
- H25.8.21 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)
- H25.9.20 計画相談部会(相談支援関係Q&Aについて、意見交換等)
- H25.10.17 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)
- H25.11.22 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)
- H25.12.19 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)
- H26.1.16 計画相談部会(アンケート調査集計、計画相談作成状況について等)
- H26.2.18 計画相談部会(計画相談支援のケースについて、意見交換等)

●販売促進会議(1回)

H25.3.13 H25年度天草市役所合同販売会について

●定例会(6回)

H25.6.17 第1回定例会、個別のケースについて(居宅介護事業所)

H25.7.16 第2回定例会、個別のケースについて(居宅介護事業所)

H25.8.6 第3回定例会、個別のケースについて(居宅介護事業所)

H25.9.25 第4回定例会、個別のケースについて(グループホーム、ケアホーム事業所)

H25.11.15 第5回定例会、個別のケースについて(就労継続支援A、B型事業所)

H25.11.15 第6回定例会、個別のケースについて(就労継続支援A、B型事業所)

天草地域自立支援協議会 定例会 報告

●平成25年度第1回定例会(居宅介護事業所 5事業所)(H25. 6. 17)

1. 報告機関: ニチイケアセンター本渡

内 容: 利用者(精神障がい)の支援について(当日キャンセル等)

2. 報告機関: 社協ヘルパーセンター本渡

内 容: 利用者の服薬管理について

3. 報告機関: セントケア天草

内 容: 利用者の支援について(引きこもり等)

4. 報告機関: ふくしサービスセンター・イルカ

内 容: 支援員への苦情への対応について

その他の意見

- ・精神障がいの方は体調により予定が変更となることや、想定外のことが多いので服薬管理が大事となる
- ・サービス等利用計画書作成すれば相談支援事業所との連携にて改善へ向かう場合があるのではないか

●第2回定例会(居宅介護事業所 2事業所)(H25. 7. 16)

1. 報告機関: ニチイケアセンター大矢野

内 容: 利用者(知的障がい)の支援について(兄弟からの苦情)

2. 報告機関: 上天草市社協居宅介護事業所

内 容: 利用者の支援について(酸素吸入利用)

●第3回定例会(居宅介護事業所 3事業所)(H25. 8. 6)

1. 報告機関: ヘルパーステーションJCS24

内 容: 利用者(身体障がい)の支援について(保護申請拒否等)

2. 報告機関: ヘルパーセンター牛深

内 容: 利用者(身体障がい)の支援について(視力障害者への配慮等)

その他の意見

- ・単独の事業所では支援困難な場合、複数の事業所の組み合わせでの対応が必要

●第4回定例会(グループホーム、ケアホーム事業所 7事業所)(H25. 9. 25)

1. 報告機関: ゆうすいグループホーム他

内 容: 入所者の日中の状況(就労)について

- ・半数が一般就労及び就労継続A型利用
- ・障害者雇用で2名就労、就業生活支援センター経由で雇用
- ・就労継続A型3名は最低賃金除外申請なしで利用、B型7名利用
- ・一般就労及び就労継続A型利用の方の賃金、雇用契約の確認が必要

2. 報告機関： 芥南寮グループホーム他

内 容： 入所者の喫煙について

- ・ 2名ほど、外で喫煙し水の入ったバケツにいれ灰皿に移している
- ・ 3名、外での喫煙は入所前に説明済 喫煙者は入所拒否も検討したが
- ・ 入所者の2／3は喫煙、外での喫煙が基本、居室で吸っている人もいた
- ・ 火災についてはたばこ以外の原因もあるので、防火体制(火災報知器、スプリンクラー、IH、防火カーテンなど)についても確認を

3. 報告機関： 南海寮グループホーム・ケアホーム他

内 容： 地域移行対象者への支援について

- ・ 食事や後片付けはホームでの当番制で行っている部分が多いが、朝の味噌汁は本人たち、おかず等は世話人が作っている
- ・ 女性でアパートと一般就労先を探している方がいる。 料理ができないため世話人と一緒に訓練中
- ・ 自宅へ帰省したときの食事づくりを目標に、世話人と一緒に訓練中
- ・ 退所については体力面や高齢化で困難、保護者の理解が得られない

その他の意見

- ・ 平成26年度よりグループホーム、ケアホームの一元化が施行されるので詳しい内容が分かったら情報提供を行う

●第5回定例会(就労継続支援A、B型事業所 5事業所)(H25. 11. 15)

1. 報告機関： ひゅあ

内 容： 利用者の傾向として精神障害が増加、就労支援B型利用だけでなく生活支援とも連携をとりながら利用中
パン50種、600～700個作成し販売、工賃へ還元

2. 報告機関： のぞみ、天草ポランの広場

内 容： 新規利用者が増えない、年々高齢化しているため利用者数が減少

3. 報告機関： すとろーはっと

内 容： 利用者の施設外実習先の開拓についてきびしい状況

その他の意見

- ・ 児童の情緒が増えているが、一般就労は難しいので福祉的就労希望が増加する。精神、自閉症、ADHDが増加しているので、事業所のスタッフが対応できれば利用者は増加していくのではないかと

●第6回定例会(就労継続支援A、B型事業所 3事業所)(H25. 11. 15)

1. 報告機関： やじろべえ

内 容： 惣菜販売を行っており、近所の方の要望等にて購入したもの等を配達役務の提供については登録しているが、現在なし

2. 報告機関：夢の架けはし

内 容：販売の営業についても職員が同行し担当予定、外注の清掃を検討中

3. 報告機関：ステップバイステップ

内 容：パン販売の販路ができており、空き時間には軽作業を行っている
B型利用者の評価については生活環境にて少々異なってくる

天草地域自立支援協議会 計画相談部会 報告

平成24年4月からの法改正により障害福祉サービス利用者すべての方へサービス等利用計画を作成することとなり、相談支援専門員の計画作成上の課題やケースの共有を図る目的で開催。

●検討事項

- ・サービス等利用計画作成に伴う事務処理についての統一見解の共有
 - 支給決定プロセスの事務処理内容についての確認
 - 申請に伴うサービス等利用計画作成における必要書類一覧の確認
 - サービス等利用計画に関する報酬等の相談支援関係Q&Aの確認
- ・サービス等利用計画作成スケジュールの検討
 - H24.10月から新規利用及び更新申請の方を対象に作成、年度末など更新予定者が集中する場合があるため事業所にて調整
- ・サービス等利用計画作成対象者の状況及び進捗状況
 - 障害種別、事業所、月ごとの対象者の件数の把握
 - 天草圏域計画相談作成状況の進捗率の提示
- ・相談支援体制の充実に向けての取組
 - 特定相談支援事業の指定、平成26年2月1日現在、13事業所(5事業所増)
 - 相談支援従事者初任者研修の案内
- ・計画相談支援の質の確保
 - 定期的(月1回)に各事業所から支援ケースを持ち寄り情報共有、意見交換等を実施

H25.3.19

- ・事例報告(6事例)
 - 知的、身体障がいの男性:生活介護、短期入所利用
 - 児童:児童発達支援利用
 - 知的障がいの男性:就労継続支援A型利用
 - 知的障がいの男性:就労継続支援A型利用
 - 知的障がいの男性:就労継続支援B型利用
 - 知的障がいの男性:就労継続支援B型、短期入所利用

H25.4.18

- ・事例報告(3事例)

- 知的障がいの男性:グループホーム利用

- 身体障がいの男性:生活介護、居宅介護利用

- 児童:児童発達支援、放課後等デイサービス利用

- ・サービス利用計画対象者の障害種別、事業所、更新月ごとの件数について

H25.5.15

- ・事例報告(3事例)

- 精神障がいの男性:就労移行支援利用

- 身体障がいの女性:短期入所利用

- 児童:放課後等デイサービス利用

H25.6.19

- ・事例報告(2事例)

- 知的障がいの男性:居宅介護利用

- 精神障がいの女性:自立訓練(生活訓練)利用

H25.7.17

- ・事例報告(2事例)

- 身体障がいの男性:生活介護、居宅介護利用

- 精神障がいの男性:居宅介護、生活訓練利用

- ・支給決定プロセスの事務処理内容について

- ・相談支援従事者初任者研修について

H25.8.21

- ・事例報告(1事例)

- 身体障がいの男性:居宅介護、短期入所利用

- ・申請に伴うサービス等利用計画作成における必要書類一覧の確認

H25.9.20

- ・サービス等利用計画に関する報酬等の相談支援関係Q&Aについて

- ・申請に伴うサービス等利用計画作成における必要書類一覧について

- ・成年後見制度利用促進研修会について

H25.10.17

- ・事例報告(1事例)

- 知的障がいの男性:就労移行支援、グループホーム利用

- ・平成25年9月末現在の天草圏域計画相談作成状況について

H25.11.22

・事例報告(1事例)

身体障がいの男性:居宅介護利用

・サービス等利用計画未作成者の障害種別、事業所、更新月ごとの件数について

H25.12.19

・事例報告(1事例)

精神障がいの男性:居宅介護利用

・サービス等利用計画作成に関するアンケート調査の実施について

・相談支援従事者現任研修について

H26.1.16

・サービス等利用計画作成に関するアンケート調査集計について

・平成25年12月末現在の天草圏域計画相談作成状況について

H26.2.18

・事例報告(1事例)

知的障がいの男性:就労継続支援B型利用

・サービス等利用計画作成に関するアンケート調査集計(最終)について

・平成25年12月末現在の計画相談作成状況について

サービス等利用計画作成状況(平成25年12月末現在)

市町名	障害者総合支援法分			児童福祉法分		
	障害福祉サービス等受給者数 a	計画作成済み人数 b	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	達成率 d/c (%)
天草市	893	321	35.9%	163	67	41.1%
上天草市	356	79	22.2%	11	4	36.4%
苓北町	70	43	61.4%	4	0	0.0%
計	1,319	443	33.6%	178	71	39.9%

熊本県	14,670	5141	35.0%	3,208	1,472	45.9%
全国	811,459	194,148	23.9%	171,658	43,246	25.2%

サービス等利用計画作成に関するアンケート調査回答【総括】

平成25年12月20日実施

回答事業所数	64事業所
調査対象事業所数	64事業所
回収率	100.0%

1. 事業所利用者の状況について

事業所利用者数について【人数】を入力してください

	天草市	上天草市	苓北町	その他		合 計
				県内	県外	
事業所利用者数	822	166	66	330	63	1,447
構成比	56.8%	11.5%	4.6%	22.8%	4.4%	100.0%

2. サービス利用の支給決定期間について

利用者の支給決定期間(終期)について【人数】を入力してください

※受給者証に記載されている支給決定期間をご確認ください

支給決定期間(年 月 日まで)	天草市	上天草市	苓北町	その他		合 計
				県内	県外	
平成25年12月末	37	4		5	2	48
平成26年 1～ 3月末	153	51	18	43	10	275
平成26年 4～ 6月末	161	21	3	52	6	243
平成26年 7～ 9月末	84	18	2	35	10	149
平成26年10～12月末	84	24	5	23	4	140
平成27年 1～ 3月末	50	15	15	112	13	205
平成27年 4月末以降	253	33	23	60	18	387
合 計	822	166	66	330	63	1,447

3. サービス等利用計画作成状況について

利用者の作成状況について【人数】を入力してください

作成状況	天草市	上天草市	苓北町	その他		合 計
				県内	県外	
作成済	352	58	41	53	22	526
未作成	470	108	25	277	41	921
合 計	822	166	66	330	63	1,447
進捗率	42.8%	34.9%	62.1%	16.1%	34.9%	36.4%

4. サービス等利用計画作成の依頼について

計画未作成利用者の作成【依頼予定先】及び【人数】について入力してください

※平成25年11月1日現在 13事業所（未定の場合は「未定」と記入）

依頼予定先	天草市	上天草市	苓北町	その他		合 計
				県内	県外	
相談支援センター れいざん	44	16	3	35	2	100
地域生活支援センター グリーン						
星光園相談支援事業所「ほほえみ」	36	12	4	24	1	77
地域療育支援事業所 第2はまゆう療育園	36	10	5	97	10	158
ゆうすい	30	2	2	19	1	54
指定特定相談支援事業所 きずな	24	29	1	1		55
天草整肢園 相談支援事業所	47	10	9	42	26	134
天草学園 相談支援センター 宙	22	5		3		30
相談支援事業所ピースバイピース	16			1		17
かしの木学園						
障がい者支援センターリンク	6					6
相談支援事業所なんかい	67	4		25		96
社会福祉法人 晃明会 指定・特定相談支援牛深事業所	47	1		30	1	79
未定	95	19	1			115
合 計	470	108	25	277	41	921

5. サービス等利用計画書作成について

平成27年3月末までに作成の必要があることをご存知でしたか？

はい	いいえ
61	3
95.3%	4.7%

平成27年3月末までに対象者全員への作成が可能ですか？

はい	いいえ
54	10
84.4%	15.6%

計画作成について本人及び保護者等への説明について行っていますか？

はい	いいえ
46	18
71.9%	28.1%

サービス更新時に計画作成を行っていますが、計画がないと入所継続等に不都合が生じるなどの理由により、前倒しで更新申請行い計画作成を依頼される予定はありますか？

はい	いいえ
17	47
26.6%	73.4%

	天草市	上天草市	苓北町	その他		合 計
				県内	県外	
前倒し希望件数	138	27	8	5	1	179

天草地域自立支援協議会 地域生活部会 報告

《取り組み》

昨年度より個別給付化になった地域移行支援・地域定着支援を広く推し進めて行くための取り組みを行ってきた。

特に精神障がい者の地域移行（入院から地域生活へ）についての取組を行ってきた。

【平成24年度第3回地域生活部会】平成25年3月8日開催

- ・地域移行支援・地域定着支援についての説明（精神関係）

県の補助事業として行ってきた精神障がい者地域移行支援特別対策事業に携わってきた関係機関を集め、地域移行支援事業が障害者自立支援法のサービスに組み込まれたことを再度説明、事業の課題等の確認を行い、平成25年度の取組について協議を行う。

【平成25年度第1回地域生活部会運営会議】平成25年12月18日（精神関係）

- ・地域移行支援について具体的な取り組みの検討を行う。

＜検討結果＞

- ・各精神科病院（特に病棟看護師を対象）に地域移行支援の具体的内容の説明
- ・地域移行支援のパンフレットを作成し、啓発活動を行う。
- ・各精神科病院からモデル的に対象者を上げて頂き、取り組んでいく。

議題2 天草地域自立支援協議会規約の改正（案）について

天草地域自立支援協議会 規約

（設置）

第1条 天草地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条に掲げる基本的理念を尊重しつつ、障害者（児）の生活の質の向上を目指し、関係団体等が連携を深めることにより、天草地域における障害者（児）の福祉の向上に寄与することを目的として設置する。

（定義）

第2条 この規約において、委託相談支援事業者とは、天草地域2市1町が共同で実施している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という）第77条第1項に規定する事業（以下「委託相談支援事業」という。）の委託を受けた指定相談支援事業者のことをいう。

2 この規約における用語の意義は、前項に定めるもののほか、支援法の例による。

（協議事項）

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1） 地域の関係機関によるネットワーク構築
- （2） 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別のケア会議を必要に応じて随時開催するものとする。）
- （3） 地域の社会資源の開発及び改善
- （4） 委託相談支援事業の評価
- （5） 障害福祉計画について
- （6） その他必要と認められる事項

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に該当する関係団体等であって、別表1に掲げる団体の代表により構成する。

- （1） 指定相談支援事業者
- （2） 障害福祉サービス事業者
- （3） 保健・医療関係者
- （4） 教育関係者
- （5） 障害者関係団体
- （6） 雇用関係機関
- （7） 各種相談員及び民生委員児童委員
- （8） 行政機関

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集するものとし、年1回開催する。ただし、特に必要と認められる場合に臨時に開催することができる。

(定例会の設置)

第7条 協議会は、地域の現状・課題について、地域の関係者が情報を共有する機会を確保するため、定例会を設置し、定期的に開催するものとする。

(運営会議の設置)

第8条 協議会は、障害者(児)の福祉に関する課題等の整理をし、協議会の方向性や各会議の日程調整、専門部会の追加及び統廃合などの検討を行うため、運営会議を設置する。

2 運営会議は、委託相談支援事業者及び市町村等で構成する。

(専門部会の設置)

第9条 協議会は、地域の課題解決に向けた検討を行うため、次の専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(1) 児童部会

(2) 就労部会

(3) 地域生活部会

(4) 計画相談部会

(5) その他必要に応じて設置

2 前項に定める部会を構成する者は、課題ごとの地域の中核的な者とし、定例会又は運営会議で選定するものとする。

3 部会は、委託相談支援事業者が運営するものとする。

4 部会は、活動報告及び課題の検討結果を協議会に報告するものとする。

5 その他必要に応じて専門部会の追加及び統廃合を行う。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、代表市町障害福祉主管課において処理する。

(報酬等)

第11条 協議会及び部会の委員は、無報酬とする。

(費用の負担)

第12条 協議会の開催に関わる経費は、2市1町で協議して負担する。ただし、部会の開催に係る経費は、委託相談支援事業者が負担する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年2月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 3 月 6 日から施行する。

天草地域自立支援協議会規約 新旧対照表

新	旧
【変更及び削除】 (定義) 第 2 条 この規約において、委託相談支援事業者とは、天草地域 2 市 1 町が共同で実施している<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という）第 77 条第 1 項に規定する事業（以下「委託相談支援事業」という。）の委託を受けた指定相談支援事業者のことをいう。 2 この規約における用語の意義は、前項に定めるもののほか、<u>支援法</u>の例による。	(定義) 第 2 条 この規約において、委託相談支援事業者とは、天草地域 2 市 1 町が共同で実施している<u>障害者自立支援法</u>（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という）第 77 条第 1 項に規定する事業（以下「委託相談支援事業」という。）の委託を受けた指定相談支援事業者のことをいう。 2 この規約における用語の意義は、前項に定めるもののほか、<u>自立支援法</u>の例による。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律について

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

題名・目的・理念

- 改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

【平成25年4月1日施行】

目的の改正

- 「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
- 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。

基本理念の創設

23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な(中略)支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

題名

「障害者自立支援法」↓「障害者総合支援法(※)」

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者の範囲の見直し

- 制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

【平成25年4月1日施行】

- ➡ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- ➡ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。
- ➡ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

《現状》

- ★ 障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。
 - ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- ★ 身体障害者の定義 永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象
身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に限定列举
⇒症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある。
- ★ 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付）事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助(平成24年度予算:2億円、健康局予算事業)
難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象

- ◎ 対象となる者の範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成25年4月1日）に向けて検討する。

障害支援区分への名称・定義の改正

- 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。
【平成26年4月1日施行】

改正内容①《「障害支援区分」への変更》

- ★ 「障害の程度（重さ）」ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることが分かりにくい。



改正内容②《知的障害・精神障害の特徴の反映》

- ★ 知的障害・精神障害については、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、専門家の審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できないのではないか。
(平成22年10月から23年9月までの状況を調査した結果、二次判定において、身体障害者：20.3%、知的障害者：43.6%、精神障害者：46.2%が一次判定より高く評価された。)



改正内容③《今後の給付》

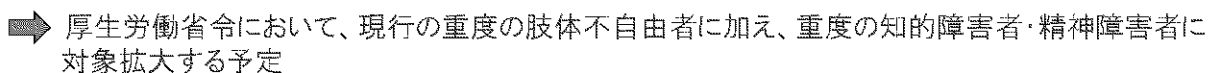
- ★ ①障害児・者の社会的状況（介護者、居住の状況等）を考慮すべきとの指摘や、
②総合福祉部会で提言された協議調整方式、支援ガイドラインについてどう考えるかとの課題もある。



4

障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

- 重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。
【平成26年4月1日施行】



（参考）現行の制度内容

	【重度訪問介護】	【行動援護】
（対 象 者）	・重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上)
（サ ー ビ ス 内 容）	・身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・長時間の利用を想定	・行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を提供 ・8時間までの利用を想定
（報 酬 単 価）	・1,403単位 (7.5時間以上8時間未満)	・2,487単位 (7.5時間以上)
（介 助 者 資 格）	・20時間の養成研修を修了	・知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了
（研 修 内 容）	・介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等

5

障害者に対する支援（②共同生活介護の共同生活援助への一元化）

（ケアホーム）

（グループホーム）

- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。

【平成26年4月1日施行】

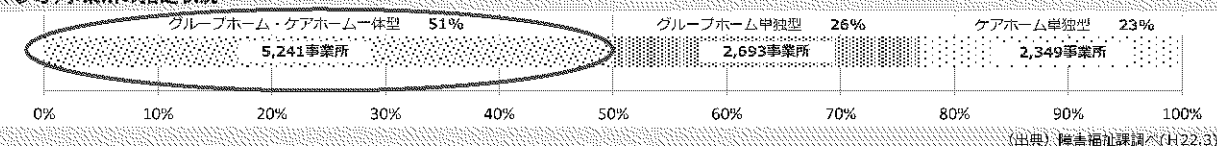
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つのタイプの事業所指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点からケアホームをグループホームに一元化。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供。

（参考）事業所の指定状況



- ◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うこと**を検討。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組みの創設**を検討。

障害者に対する支援（③地域移行支援の対象拡大）

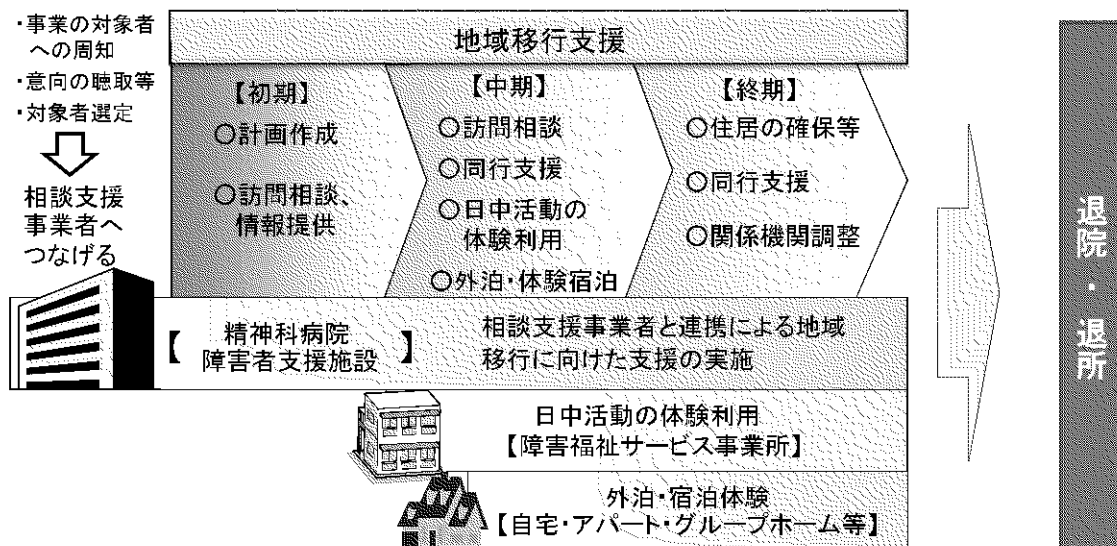
- 地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、**その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの**を追加。

【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令で定める対象となる者の具体的な範囲については、施行に向けて検討

※重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、**保護施設、矯正施設等を退所する障害者**などに対象拡大する予定

（参考）地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ



障害者に対する支援（④地域生活支援事業の追加）

○ 市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

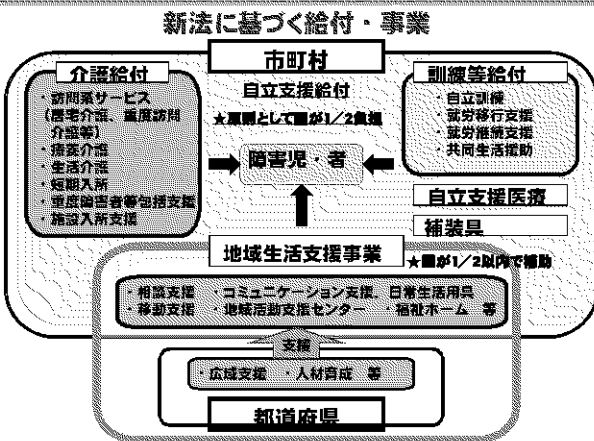
- ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④ 意思疎通支援を行う者の養成 ※ 手話奉仕員の養成を想定
〔その他、手話及び要約筆記を行う者の派遣も実施〕

○ 都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

- ① 意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業
※ 手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成又は派遣を想定
- ② 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

【平成25年4月1日施行】

➡ 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化



《地域生活支援事業の概要》

・事業の目的

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。

・財源

補助金（一部交付税措置あり）

※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】国1/2以内で補助

【市町村事業】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

・予算額

22年度	23年度	24年度
440億円	⇒ 445億円	⇒ 450億円

サービス基盤の計画的整備

- 障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項に追加
- 基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

【平成25年4月1日施行】

基本指針の見直し

基本指針：厚生労働大臣が定める、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

1 目標に関する事項の追加

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を、新たに定めることとする。

2 障害者等の関係者の意見の反映

基本指針の案を作成・変更する際は、障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

3 実態を踏まえた基本指針の見直し

障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更する。

障害福祉計画の見直し

市町村(都道府県)障害福祉計画：市町村(都道府県)が基本指針に即して(広域的な見地から)定める、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

1 障害福祉計画に定める事項の見直し

- ① 市町村・都道府県が計画に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加える。
- ② 市町村・都道府県が計画に定めるよう努める事項に、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携を加える。

2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努める。

3 障害福祉計画の調査、分析及び評価の実施

市町村及び都道府県は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う。

協議会の見直し

自立支援協議会：地方公共団体が設置する、関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会

1 名称の変更

自立支援協議会の名称を、地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改める。

2 構成員

協議会の構成員に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記。

3 協議会の設置

地方公共団体は協議会を設置するよう努めるものとする。

配慮規定・検討規定

【配慮規定】（附則第2条）

障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

【検討規定】（附則第3条）

障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、
- ④ 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、
- ⑤ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、
- ⑥ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

また、検討に当たっては、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

10

その他所要の整備

- 障害者総合支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法について、その他所要の整備を行う。

【平成25年4月1日施行】

障害者及び障害児に対する意思決定支援（障害者総合支援法、児童福祉法、知的障害者福祉法）

- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。
- 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者等は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。
- 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。（知的障害者福祉法）

相談支援の連携体制の整備（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）

- 基幹相談支援センターの設置者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体・知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならないものとする。
- 身体障害者・知的障害者相談員は、身体・知的障害者が障害福祉サービス事業者等のサービスを円滑に利用できるように配慮し、障害福祉サービス事業者等との連携を保って業務を行うよう努めなければならないものとする。

後見等に係る体制の整備（知的障害者福祉法）

- 市町村・都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者を家庭裁判所に推薦すること等に努めなければならないものとする。
- （参考：市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修を追加。）

指定障害福祉サービス事業者等の欠格要件（障害者総合支援法、児童福祉法）

- 介護人材が安心して事業所で支援に従事できるよう、最低賃金法などの労働法規に違反して罰金刑を受けた事業者は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の指定を受けられないこととする。

11

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体 (以下「障害者就労施設等」という。) の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表 (厚生労働大臣)



調達方針の策定・公表 (各省各庁の長等)



調達方針に即した調達の実施

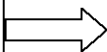


調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表



調達方針に即した調達の実施



調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
- (3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

天草地域相談支援事業件数調べ(平成24年度)

天草地域全体

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	265	85	8	95	87	22		18
障害児(02)	482	12	6	96	3	128		421
計 (03)	747	97	14	191	90	150		439

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議 (6)	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	1,165	525	55	858	46	332	573	9	3,563

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	1,288	124	430	697	947	287	50	485	286

(単位: 件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	23	14	13	4,644

天草市

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
障害者(01)	220	72	6	72	74	17		16
障害児(02)	277	3	4	54	3	79		294
計 (03)	497	75	10	126	77	96		310

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
件数 (07)	796	415	54	612	25	229	437	4	2,572

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援(1)	障がいや病状の理解に関する支援(2)	健康・医療に関する支援(3)	不安の解消・情緒安定に関する支援(4)	保育・教育に関する支援(5)	家族関係・人間関係に関する支援(6)	家計・経済に関する支援(7)	生活技術に関する支援(8)	就労に関する支援(9)
件数 (08)	1,016	71	310	549	526	195	46	409	208

(単位: 件数)

	社会参加・余暇活動に関する支援(10)	権利擁護に関する支援(11)	その他(12)	計(13)
件数 (08)	18	14	12	3,374

上天草市

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
障害者(01)	25	6		15	8	4		1
障害児(02)	181	9	1	42		46		107
計 (03)	206	15	1	57	8	50		108

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
件数 (07)	302	92	1	177	21	75	133	1	802

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援(1)	障がいや病状の理解に関する支援(2)	健康・医療に関する支援(3)	不安の解消・情緒安定に関する支援(4)	保育・教育に関する支援(5)	家族関係・人間関係に関する支援(6)	家計・経済に関する支援(7)	生活技術に関する支援(8)	就労に関する支援(9)
件数 (08)	181	47	111	125	396	88	2	65	48

(単位: 件数)

	社会参加・余暇活動に関する支援(10)	権利擁護に関する支援(11)	その他(12)	計(13)
件数 (08)	5			1,068

苓北町

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
障害者(01)	20	7	2	8	5	1		1
障害児(02)	24		1			3		20
計 (03)	44	7	3	8	5	4		21

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
件数 (07)	67	18		69		28	3	4	189

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援(1)	障がいや病状の理解に関する支援(2)	健康・医療に関する支援(3)	不安の解消・情緒安定に関する支援(4)	保育・教育に関する支援(5)	家族関係・人間関係に関する支援(6)	家計・経済に関する支援(7)	生活技術に関する支援(8)	就労に関する支援(9)
件数 (08)	91	6	9	23	25	4	2	11	30

(単位: 件数)

	社会参加・余暇活動に関する支援(10)	権利擁護に関する支援(11)	その他(12)	計(13)
件数 (08)			1	202

事業所別

星光園相談支援事業所 ほほえみ

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位:人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	81	71	4	16	1	2		
障害児(02)	5	2		5				
計 (03)	86	73	4	21	1	2		

(支援方法)

(単位:件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	99	121	4	47		93	22	6	392

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	352	1	5	27					

(単位:件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	3		4	392

相談支援センター れいざん

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位:人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	72	6		69	7	6		1
障害児(02)								
計 (03)	72	6		69	7	6		1

(支援方法)

(単位:件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	258	18	37	136	3	30	15	3	500

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	153	13	32	12		24	4	146	101

(単位:件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	1	9	5	500

地域療育支援事業所 第2はまゆう療育園

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位:人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	15	1	4	5		6		14
障害児(02)	470	10	6	90	1	125		421
計 (03)	485	11	10	95	1	131		435

(支援方法)

(単位:件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	577	77		165	43	166			1,028

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	95				933				

(単位:件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)				1,028

地域生活支援センター グリーン

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位:人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	97	7		5	79	8		3
障害児(02)	7			1	2	3		
計 (03)	104	7		6	81	11		3

(支援方法)

(単位:件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	231	309	14	510		43	536		1,643

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	688	110	393	658	14	263	46	339	185

(単位:件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	19	5	4	2,724

天草地域相談支援事業件数調べ(平成25年度)
(4月～1月分)

天草地域全体

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	472	340	1	265	116	20	3	17
障害児(02)	427	12	3	78	2	135		198
計 (03)	899	352	4	343	118	155	3	215

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議 (6)	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	1,127	346	73	944	53	333	857	25	3,758

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	1,623	134	727	466	849	233	184	565	243

(単位: 件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	17	14	48	5,103

(留意事項)

- 1 実績報告期間は平成25年4月から平成26年1月までとします。

天草市

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
障害者(01)	271	255		114	81	10	3	2
障害児(02)	244	9	2	55	2	96		113
計 (03)	515	264	2	169	83	106	3	115

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
件数 (07)	788	238	55	690	40	227	675	9	2,722

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援(1)	障がいや病状の理解に関する支援(2)	健康・医療に関する支援(3)	不安の解消・情緒安定に関する支援(4)	保育・教育に関する支援(5)	家族関係・人間関係に関する支援(6)	家計・経済に関する支援(7)	生活技術に関する支援(8)	就労に関する支援(9)
件数 (08)	1,240	98	571	373	495	175	142	451	164

(単位: 件数)

	社会参加・余暇活動に関する支援(10)	権利擁護に関する支援(11)	その他(12)	計(13)
件数 (08)	13	11	28	3,761

上天草市

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
障害者(01)	147	26		123	28	9		15
障害児(02)	164	3		23		35		71
計 (03)	311	29		146	28	44		86

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
件数 (07)	265	101	9	212	12	86	147	13	845

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援(1)	障がいや病状の理解に関する支援(2)	健康・医療に関する支援(3)	不安の解消・情緒安定に関する支援(4)	保育・教育に関する支援(5)	家族関係・人間関係に関する支援(6)	家計・経済に関する支援(7)	生活技術に関する支援(8)	就労に関する支援(9)
件数 (08)	276	26	117	85	333	48	39	106	70

(単位: 件数)

	社会参加・余暇活動に関する支援(10)	権利擁護に関する支援(11)	その他(12)	計(13)
件数 (08)	4	1	12	1,117

苓北町

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
障害者(01)	54	59	1	28	7	1		
障害児(02)	19		1			4		14
計 (03)	73	59	2	28	7	5		14

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
件数 (07)	74	7	9	42	1	20	35	3	191

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援(1)	障がいや病状の理解に関する支援(2)	健康・医療に関する支援(3)	不安の解消・情緒安定に関する支援(4)	保育・教育に関する支援(5)	家族関係・人間関係に関する支援(6)	家計・経済に関する支援(7)	生活技術に関する支援(8)	就労に関する支援(9)
件数 (08)	107	10	39	8	21	10	3	8	9

(単位: 件数)

	社会参加・余暇活動に関する支援(10)	権利擁護に関する支援(11)	その他(12)	計(13)
件数 (08)		2	8	225

事業所別

星光園相談支援事業所 ほほえみ

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	78	248		75	5		2	
障害児(02)	3	5		4				
計 (03)	81	253		79	5		2	

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	66	72	3	35		91	21	2	290

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	257	1	1	18			1		

(単位: 件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	6		6	290

相談支援センター れいざん

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	56	3		12	8	7		
障害児(02)								
計 (03)	56	3		12	8	7		

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	197	6	32	82	1	24	8	2	352

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	96	8	19	7		10	19	126	56

(単位: 件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	1	5	5	352

地域療育支援事業所 第2はまゆう療育園

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	22	12	1	11		6		
障害児(02)	417	7	3	72		132		197
計 (03)	439	19	4	83		138		197

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	473	87	1	176	52	134			923

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	100				822	1			

(単位: 件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)				923

障がい者支援センター リンク

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	100	15		10	79	7	1	2
障害児(02)	7			2	2	3		1
計 (03)	107	15		12	81	10	1	3

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	347	107	14	406		70	825	1	1,770

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	1,046	123	583	428	22	186	111	433	169

(単位: 件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	7	4	3	3,115

指定特定相談支援事業所 きずな

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	151	9		144	15			15
障害児(02)								
計 (03)	151	9		144	15			15

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	16	69	5	62		9		17	178

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	55	1	41	12	2	20	31	4	

(単位: 件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	3	1	8	178

天草整肢園 相談支援事業所

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(単位: 人)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者(01)	65	53		13	9			
障害児(02)								
計 (03)	65	53		13	9			

(支援方法)

(単位: 件数)

	訪 問 (1)	来所相談 (2)	同 行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会 議	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	28	5	18	183		5	3	3	245

(支援内容)

	福祉サービ スの利用等 に関する支 援(1)	障がいや病 状の理解に 関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関 する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関す る支援 (9)
件数 (08)	69	1	83	1	3	16	22	2	18

(単位: 件数)

	社会参加・余 暇活動に関 する支援(10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)		4	26	245

天草地域自立支援協議会 定例会・専門部会構成機関

No.	団体・事業者名	施設の種類	対象	備 考
1	天草地域振興局 福祉課	行政機関		
2	天草保健所 保健予防課	保健・医療関係		
3	天草市保健師(中央、東、西)			
4	上天草市保健師			
5	苓北町保健師			
6	天草病院			
7	酒井病院			
8	牛深保養院			
9	天草市教育委員会	教育関係機関		
10	上天草市教育委員会			
11	苓北町教育委員会			
12	天草郡市特別支援教育研究会会長			
13	天草支援学校			
14	苓北支援学校			
15	精神保健福祉会天草地域家族会	障害者関係団体		
16	天草市身体障害者福祉協議会			
17	上天草市身体障害者福祉協会			
18	苓北町身体障害者福祉協会			
19	白い雲の会			
20	当事者の会「みつば会」			
21	天草市民生委員児童委員	民生委員児童委員		
22	上天草市民生委員児童委員			
23	苓北町民生委員児童委員			
24	ハローワーク(雇用指導官)	雇用関係機関		
25	熊本県天草障がい者就業・生活支援センター			
26	天草整肢園	生活介護、施設入所支援		生介・入所50
27	苓龍苑	生活介護、施設入所支援 短期入所		生介・入所40、短期3
28	星光園	生活介護、施設入所支援 短期入所	身・知	生介・入所80、短期4
29	苓南寮	生活介護、施設入所 就労移行支援、就労B	身・知	生介・入所40、就移6、就労B20
30	天草更生園	生活介護、施設入所 就労A、就労B		生介・入所70、就労A10、就労B40
31	きずなの里	生活介護、施設入所支援 短期入所	知	生介70、入所60、短期3
32	障がい者サポートセンターゆうすい	生活介護、施設入所支援 短期入所	知・精	生介・入所50、短期2
33	第二天草学園	生活介護、施設入所支援	知	生介・入所30
34	苓山寮	生活介護、施設入所支援	知	生介・入所60
35	南海寮	生活介護、施設入所支援 短期入所	知	生介85、入所60、短期3
36	なぎさ寮	生活介護、施設入所支援 短期入所	知	生介・入所60、短期2
37	第二苓山寮	生活介護、施設入所支援	知	生介・入所30
38	はまゆう療育園	医療型障害児入所施設 療養介護、短期入所		療養・入所170、短期2
39	天草学園	福祉型障害児入所施設 短期入所		入所40、短期2
40	翔洋苑短期入所生活介護事業所	短期入所	身	短期10
41	やじろべえ	就労B		就労B20
42	みやおみやおべかりー	生活介護、就労B	知	生介6、就労B14
43	すとりーはっと	就労A	知	就労A30
44	障害者支援センターのぞみ	就労B	知	就労B20
45	天草ポランの広場	自立訓練、就労B	知・精	自訓9、就B30

天草地域自立支援協議会 定例会・専門部会構成機関

No.	団体・事業者名	施設の種類	対象	備 考
46	就労サポートセンターぴ〜す	自立訓練、就労A、就労B		自訓10、就労A10、就労B10
47	かしの木学園	就労B	知	就労B40
48	障がい者支援センターぴゅあ	就労B	知・精	就労B20
49	NPO法人 天草きぼうの家	就労B	知・精	就労B20
50	NPO法人 ワークショップひなたぼっこ	就労B	知・精	就労B20
51	第2はまゆう療育園	生活介護、児童発達、(重心)児童発達、放課後デイ	児	児10、重心5、生介5
52	地域療育センターすくすく園	児童発達、放課後デイ	児	児、デイ10
53	放課後等デイサービス事業所ステップバイステップ	放課後デイ	児	デイ20
54	障がい者支援センターリンク	自立訓練	知・精	自訓20
55	どんぐり	就労B		就労B20
56	夢の架けはし	就労A、就労B		就労A10、就労B10
57	ヘルパーステーションJC24	居宅介護		重度訪問○、通院乗降×
58	JALレイホク訪問介護事業所			重度訪問○、通院乗降×
59	村上会ひまわりヘルパーステーション			重度訪問○、通院乗降×
60	上天草市社会福祉協議会居宅介護事業所			重度訪問○、通院乗降×
61	大矢野町ホームヘルパーステーション		身・精	重度訪問○、通院乗降×
62	姫戸町ホームヘルパーステーション翔洋苑			重度訪問○、通院乗降×
63	ニチイケアセンター大矢野			重度訪問○、通院乗降×、同行援護○
64	あまくさ農業協同組合			重度訪問○、通院乗降×
65	ニチイケアセンター本渡			重度訪問○、通院乗降×、同行援護○
66	天草市社協ヘルパーセンター河浦			重度訪問○、通院乗降×
67	天草市社協ヘルパーセンター牛深			重度訪問○、通院乗降×、同行援護○
68	天草市社協ヘルパーセンター御所浦			重度訪問○、通院乗降×
69	天草市社協ヘルパーセンター天草			重度訪問○、通院乗降×、同行援護○
70	天草市社協ヘルパーセンター本渡			重度訪問○、通院乗降×、同行援護○
71	天草市社協ヘルパーセンター新和			重度訪問○、通院乗降×、同行援護○
72	天草市社協ヘルパーセンター有明			重度訪問○、通院乗降×
73	天草市社協ヘルパーセンター五和			重度訪問○、通院乗降×
74	天草市社協ヘルパーセンター倉岳			重度訪問○、通院乗降×
75	ヘルパーステーション・はまなす			重度訪問○、通院乗降×、同行援護○
76	グリーンコープふくしサービスセンター・イルカ			重度訪問○、通院乗降×、同行援護○
77	セントケア天草		身・知・児	重度訪問○、通院乗降×、同行援護○
78	訪問介護事業所天の附			重度訪問○、通院乗降×
79	第二苓山寮グループホーム事業所	グループホーム ・ケアホーム	知	3ヶ所、定員29人
80	南海寮グループホーム・ケアホーム事業所		知	2ヶ所、定員9人(一体型)
81	ゆうすいグループホーム事業所		知	4ヶ所、定員21人
82	やじろべえ		知・精	2ヶ所、定員11人(一体型)
83	社会福祉法人 天草ポランの広場		知・精	1ヶ所、定員17人
84	グリーントポス		知・精	1ヶ所、定員10人
85	グループホーム ダゴバ		知	1ヶ所、定員4人
86	ケアホーム托生		身・知・精	2ヶ所、定員16人(ケアホーム)
87	みゆきホーム		知	1ヶ所、定員7人(一体型)
88	苓南寮グループホーム事業所		知	2ヶ所、定員17人
89	グループホーム きらめき		身・知・精	1ヶ所、定員10人
90	NPO法人 ひだまりの家	地域活動支援センター		
91	NPO法人 河浦きぼうの家			
92	交流の里 どんぐり村			
93	地域活動支援センター ひまわりの家			